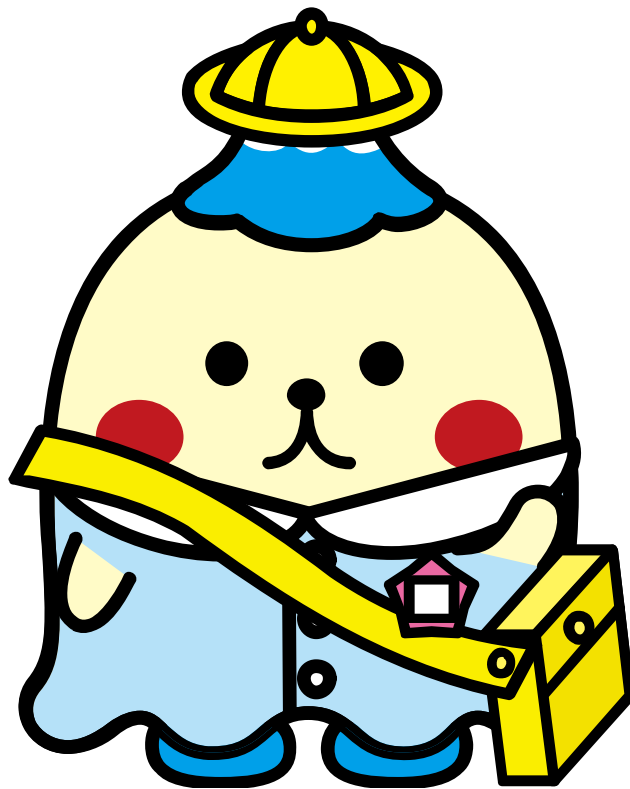


裾野市立保育園における
食物アレルギー児
対応マニュアル



裾野市こども未来課

令和3年4月

裾野市立保育園における食物アレルギー児対応マニュアル 目次

1. <u>保育園における対応の原則</u>	1
2. <u>対応のながれ</u>	3
3. <u>保育園の基本的注意事項</u>	4
(1) <u>保護者との確認</u>	
(2) <u>食物アレルギーのない子どもたちへの指導</u>	
(3) <u>プライバシーの保護</u>	
4. <u>給食提供までの手順</u>	5
(1) <u>アレルギーチェック表の確認体制</u>	
(2) <u>給食室での対応の手順</u>	
・ <u>給食室での事前準備</u>	
・ <u>調理する食事の確認</u>	
(3) <u>アレルギー対応食の検食について</u>	
(4) <u>食事の受け渡し</u>	
(5) <u>保育室での対応の手順</u>	
・ <u>保育室での事前準備</u>	
・ <u>調理員との該当児の出欠の確認について</u>	
・ <u>保育室での配膳、食事</u>	
5. <u>調乳授乳の対応</u>	9
6. <u>食材・食物を扱う活動等</u>	9
7. <u>緊急時対応</u>	10
8. <u>誤食及びヒヤリハット時の対応</u>	11
9. <u>研修体制の確立</u>	11

【様式集】 生活管理指導表

様式1 保育園におけるアレルギー疾患に関する対応について

様式2 保育園給食における個別取組み票

様式3 食物アレルギー除去食解除についての届出

【別 添】 食物アレルギー緊急時対応フローチャート



裾野市立保育園における 食物アレルギー児対応マニュアル

1. 保育園における対応の原則

保育園の食物アレルギー対応は、医師の診断および指示に基づいた必要最小限の原因食物の除去が原則になる。

実際の対応は状況に応じて除去食提供、代替食提供、一部弁当対応、弁当対応等が考えられ、どのような方法を選択するかは、個々の子どもの症状、給食現場の諸条件を勘案して、保護者と相談し、その了解のもとで選択する。保育園（園長・担任保育士・調理師等の関係するすべての職員）と保育課はその選択に基づき、共通理解のもと十分な注意を払い対応する。



《基本事項》

- 保育園における食物アレルギー対応は、医師の診断に基づいた**必要最小限**の原因食物の除去を原則とする。
- 原則、給食提供は、**完全除去か解除のみの**対応とする。
- 家庭で行っていない食物の除去は、基本的には、保育園では行わない。

鶏卵アレルギーでの卵殻カルシウム、牛乳アレルギーでの乳糖・乳酸菌・乳酸カルシウム・乳酸ナトリウム・乳化剤・カカオバター・ココナッツミルク、小麦粉アレルギーでの醤油・酢・麦茶・麦芽糖、大豆アレルギーでの大豆油・醤油・味噌、ごまアレルギーでのごま油、魚アレルギーでのかつお・いりこなどのだし、肉類でのエキスは、除去の必要がないことが多いことを勘案し、これらの扱いについては、家庭において使用している場合、それに準ずる。ただし、**摂取不可能**な場合は弁当対応とする。

- 除去により食事量や栄養価が不足する場合は代用食（弁当等）の持参となる。
- 以下に該当する場合は安全な給食提供が困難であり、弁当対応とする。

（ア）極微量で反応が誘発される可能性がある等の場合

- a) 調味料・だし・添加物の除去が必要
- b) 加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示）の表示がある場合についても除去指示がある

（注意喚起例）

○同一工場、製造ライン使用によるもの

「本品製造工場では○○（特定原材料等の名称）を含む製品を製造しています。」

○原材料の採取方法によるもの

「本製品で使用しているしらすは、えび、かにが混ざる漁法で採取しています。」

○えび、かにを捕食していることによるもの

「本製品（かまぼこ）で使用しているイトヨリダイは、えび、かにを食べています。」


- c) 多品目の食物除去が必要
- d) 食器や調理器具の共用ができない
- e) 油の共用ができない
- f) その他、上記に類似した保育園給食で対応が困難と考えられる状況

（イ）施設の整備状況や人員等の体制が整っていない場合


※単にエピペン所持であるとか、アナフィラキシーやアナフィラキシーショックの既往があるだけで弁当対応にすることはしない

2. 対応のながれ


◎ 食物アレルギーをもつ子どもの把握

- 
- ・入園説明会時に、アレルギーについて保育園での配慮が必要な場合、保護者から申し出てもらう。(様式1)
 - ・年度の途中でも、保護者からの申請などにより子どもの状況を把握する。

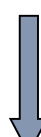
◎ 保護者へ生活管理指導表等（記入用書類）の配付

- 
- ・アレルギー疾患により保育園での対応を必要とする場合、保育園は、保護者の申し出により「生活管理指導表」を配付する。
 - ・保護者は、「生活管理指導表」を持参して、医療機関を受診する。


◎ 医師による生活管理指導表の記入

- 
- ・保護者は、主治医、アレルギー専門医に「生活管理指導表」を記載してもらう。(保護者は保育園の状況を医師に説明する)
 - ・保護者は必要であればその他資料等も添付し保育園に提出する。


◎ 保護者との面談

- 
- ・「生活管理指導表」を基に、保育園での生活や食事の具体的な取り組み、緊急時の対応について、関係職員（園長、担当保育士、調理員等）と保護者が協議して決める。(様式2)


◎ 保育課に生活管理指導表のコピーを提出

- 
- ・保護者が、給食での食物アレルギー対応を希望する場合、保育園は生活管理指導表等のコピーを保育課に提出する。

◎ 保育園内職員による共通理解

- 
- ・作成した様式2を基に、子どもの状況、保育園での対応（緊急時等）について関係職員が共通理解する。

◎ アレルギー対応についての見直し

- 
- ・保護者は、生活管理指導表について、少なくとも年1回、再評価してもらう。
※ 再評価を受け、食物アレルギー対応が継続する場合も少なくとも年1回は、改めて生活管理指導表を保育園に提出する。
 - ・状況に変化があったときには随時園へ申し出る。

◎ 除去しているものを解除するとき

- ・除去していた食物を解除する場合は保護者からの書面申請をもって行う。(様式3)

3. 保育園の基本的注意事項

(1) 保護者との確認

- ① 食物アレルギー対応の具体的内容
アレルギー対応の要請があったときには、保護者にアレルギーの具体的内容（除去すべき食品の指定など）を生活管理指導表によって医師から指示を受けるよう依頼する。原因食品と除去の程度の確認については、医師の診断を基にし、それ以上の申し出には安易に対応しない。
- ② 家庭での食事内容の把握
保育園に希望するものと同様の除去をしているか。
- ③ 新たなアレルギー対応やアレルギー対応の解除について
保育園は、除去食の必要が無くなったり、逆に新たな食材についての除去が必要になったりした場合など、随時、保護者との連携に努め、医師の診断、指示を受けるなどのことを依頼する。
- ④ 給食以外の場面での配慮の必要性の確認
食育、運動、廃材を利用した活用など
- ⑤ 緊急時の対応方法の確認
薬の服用（エピペンの有無）、かかりつけ医の確認、緊急連絡先の確認
- ⑥ 園での対応について
園での対応は除去を基本とするが、保護者の要望に必ずしも対応できるわけではない旨を伝え、了解を得る。
- ⑦ 園の職員等で情報を共有することについて
生活管理指導表に署名欄があるので、必ず署名してもらう。その際、保育室への掲示、同じクラスの園児へも情報を共有することがある旨説明する。

(2) 食物アレルギーのない子どもたちへの指導

食物アレルギーのない子どもたちに対して、食物アレルギーについて、年齢に応じた理解をもたせることが大切である。食物アレルギーには、誰でもなる可能性があること、症状は様々な反応が出てくること、自分にとって何でもないものが食物アレルギーのある人にとって生命に関わる反応になって出てくる場合もあるということ等、子どもたちに理解させることにより、食物アレルギーに対する偏見をなくし、除去食を食べている園児が悲しい思いをしないよう配慮し指導する。

(3) プライバシーの保護

- ① アレルギーの情報は、プライバシーの保護に十分留意して取り扱う。
- ② アレルギーの情報は、保育園内で共有し、活用していく。
- ③ アレルギーの情報を学校・転園先等、退所後の機関に引き継ぐ必要が生じた場合は、保護者が考えているプライバシーと保育園で考えるプライバシーの意識差がないよう、保護者と十分意思の疎通を図って対処する。

4. 給食提供までの手順

(1) アレルギーチェック表の確認体制

- ① 保育園は、アレルギー除去チェック表を保護者に配布し、チェックして提出するよう依頼する。
- ② 提出されたアレルギー除去チェック表を調理員が確認し、調理室と保育室のチェック用に使用する。

(2) 給食室での対応の手順

給食室での事前準備

- ① アレルギー児対応表（該当児名、クラス、歳児、アレルゲン等記載）を調理室に掲示する。（ホワイトボード等を使用）
- ② アレルギー除去食用献立を複数の調理員（釜当番とそのほか）で確認する。
- ③ アレルギー児専用トレイ、プレート、エピペンを所持している児童には専用食器等を準備する。（専用トレイには名前、アレルゲン等を表示、プレートには該当児名、クラス名、アレルゲン等を表示する。）
- ④ 食材納入時に、調理員（荷受担当）は、該当原材料についてアレルゲンが添付されていないことを確認する。（調理員（発注担当）は必要に応じて、納入業者に納入時、又は事前に原材料の記載された書類の提出を依頼する。）

調理する食事の確認

≪ 手順1 ・ 保育士との朝の確認 ≫

- ① アレルギー児の欠席の連絡があった際にはその都度報告を受ける。
- ② 人数報告の際に、再度アレルギー児について確認をする。

《 手順2 ・ 調理員間での確認事項 》

- ① 調理員は、使用する食材の該当アレルゲンの有無を確認する。加工食等を準備する調理員は、使用する前にも原材料表示を再確認する。
- ② アレルギー除去チェック表をもとに除去食、代替食の調理をする。混入を防ぐため、基本的にアレルギー対応食を先に作る。
- ③ 除去食、代替食は保存食を-20℃以下で2週間以上保管する。
- ④ 調理後、アレルゲンの有無に関わらず、アレルギー児の食事には速やかに皿別にラップをかける。必要に応じて、ラップの上に、該当児名、アレルゲンを記載する。配膳は、個別のトレイ、皿プレート等を使用し、混同を防ぐ。
- ⑤ アレルギー児の食事は、基本的にすべて調理室で盛りつける。おかわり用の料理等は提供しない（多めに盛り付ける等で対応）。
- ⑥ アレルギー除去食を盛りつけ、専用トレイに置いた職員がアレルギー除去チェック表にチェックを入れる。
（チェックをいれたチェック表は保存しておく。）
- ⑦ アレルギー対応食の配膳が終わったら、「〇〇さん、〇〇抜きの〇〇（献立名）調理おわりました。〇〇に置きます。」と対応食の調理が終わったこと、置いてある場所について、他の調理員に声を出して伝える。

(3) アレルギー対応食の検食について

検食は、複数の職員（園長・副園長等）が交替で行い、その日の検食担当職員がアレルギー除去チェック表と照合しながら、材料にアレルゲンが含まれていないかを確認し、検食簿に記載する。

(4) 食事の受け渡し

保育士と調理員とで、該当児名、アレルゲン、除去食等の確認をする。口頭確認は、調理員が先に「〇〇さん、〇〇抜きの〇〇です。」と伝え、保育士が復唱する。

※合同保育等普段とは違う保育体制の時には、受け渡しの際に出席園児数を最終確認し、出席している園児分のみ給食の受け渡しをする。

(5) 保育室での対応の手順

保育室での事前準備

- ① 食事時間中の該当児の座る位置については、分離テーブルを含めて予

め指定しておく。

- ② アレルギー児の出欠の確認を行う。
- ③ アレルギー児については、登園時に保護者から健康状態を確認する。体調が悪い場合、その対応を保護者に確認し、受け入れした職員から担任へ子どもの体調及び対応を連絡する。特別な対応が必要な場合は、給食室に報告をする。
- ④ 担当保育士が不在になる日や時間がある場合は、事前に変更の担当者を指名し、該当児について確認しておく。

調理員との該当児の出欠の確認について

- ① アレルギー児の欠席の連絡があった際にはその都度報告を受ける。
- ② 人数報告の際に、再度アレルギー児について確認をする。

保育室での配膳・食事

《 手順1 ・ 配膳前 》

- ① ワゴンが運ばれてきたら給食を取りに行く。教室に不在の場合は、調理室まで直接取りに行く。
- ② 保育士は、食事時間になったら、アレルギー児が決められた席に座っていることを確認する。

《 手順2 ・ 食事の受け取り 》

保育士と調理員は相互に、該当児名、アレルギー、除去食等の確認をする。口頭確認は、調理員が先に「〇〇さん、〇〇抜きの〇〇です。」と伝え、保育士が復唱する。

※合同保育等普段とは違う保育体制の時には、受け取りの際に出席園児数を最終確認し、出席している園児分のみ給食の受け取りをする。

《 手順3 ・ 保育室での配膳 》

- ① 保育士は、配膳時、喫食時に、他児のもの（配膳ワゴン、机上等）をアレルギー児が食べないように、「席を離す」「分離テーブルを使用する」「保育士が隣に座る」「保育士が他児との間に座る」などの対応をする。又、保育士は、原則として喫食中、保育室外に出ないようにし、該当児の行動から眼を離さないようにする。担当保育士が保育室外に出る場合、又は不在の場合は、代わりの担当者を指名しておく。

- ② アレルギー対応食を先に配膳する。配膳時は「〇〇さん、〇〇抜きです。」と声に出して、トレイのアレルゲン、該当児名、プレート等と確認して、専用トレイにのせた状態で提供する。
- ③ アレルギー対応食にアレルゲンがないことを確認し、アレルギー用除去チェック表に喫食時間と確認印を担当保育士が記入する。
- ④ アレルギー児に対して「一般食」及び「一般食のおかわり」を配膳することのないよう、最大の注意を払う。
- ⑤ 喫食中、アレルギー児の危険行動（落ちていたものを食べる、こぼれているものを食べる、こぼれているものに触る等）に留意する。
- ⑥ 欠席、早退等で、不在となっているアレルギー児の除去食は、保育室に持ち込まない。（除去食は、他の園児にも配らない。）なんらかの経緯により、除去食が保育室に残っている場合、「もったいないから」との考えで、他の園児に追加配膳しない。

《アレルギー対応が必要な園児を担当している保育士以外の保育士》

- ① アレルギー児の担当をしていない保育士も、クラス内のアレルギー児の献立を把握し、配膳時、喫食時は、専用トレイを使用している園児がアレルギー児であることを、常に念頭に置き、誤配膳のないように配慮する。
- ② 台布巾や落ちていた食べ物、食べ物を触った手からの混入のなどにも注意する。該当児の発達段階に応じて、片付け、清掃が終わるまで、「着席させておく」、「分離しておく」等の対応をする。
- ③ 実習生やボランティアについては、アレルギー対応の重要性と対応システムの複雑さを説明し、アレルギー児の配膳はさせない。

《おかわりについて》

アレルギー児については、誤配膳の危険リスクを大きくしないため、はじめに提供した分のみとし、おかわりの提供はしない。

《食後の指導》

アレルギー反応は食物を摂取した状況により症状の出現時間が変わることがあるので食後の観察が必要である。また、アレルギーの反応がみられなくても食後の過激な運動を避ける指導を行う。



5. 調乳授乳の対応

《 手順1 ・ 準備 》

アレルギー対応用ミルクは、容器にビニールテープや名札等で表示する。哺乳びんにも表示をし、他児のものと視覚的に区別がしやすいようにす

る。表示は、洗浄しても剥がれないものを使用する。

《 手順2 ・ 調乳時 》

調乳時は、アレルギー用ミルクであることを声に出して伝え合う。
複数調乳する場合は、アレルギー児の調乳を先に行う。冷ますときも他児のミルクと間違えないように、区別しておく。

《 手順3 ・ 授乳時 》

授乳を担当する保育士は、哺乳びんについている表示と該当児の顔を確認し、該当児名、ミルク名について、声を出して複数の保育士で確認後、授乳する。

6. 食材・食物を扱う活動等

給食以外でも食材・食物を扱う活動時にアナフィラキシーを発症する場合もあり、注意が必要です。また、他の児童と同様の活動ができるよう、内容について配慮します。

(1) 牛乳パック等の再利用

牛乳パックやヨーグルト等の容器を使用した工作や再利用で、乳成分が残存していた場合に、口に入れたりするとアレルギー症状が出現することが考えられる。そのような児童がいる場合、ジュース等の食品パックを利用するか、ほかの児童たちと変わらない活動ができるよう内容の変更を検討する。

(2) 餅つき

〈大豆アレルギーの対応について〉

餅にからめるきな粉や納豆等について、除去を行う。
つき終わった餅は、該当児分を給食室に持ち込み、調理する。餅についている時、取り分ける際に、アレルゲンが混入しないよう、注意をする。
アレルギー児専用食器、専用トレイ、ラップを使用し、通常の給食提供と同様の対応を行う。保育室では、通常の給食提供と同様の対応をする。

〈米アレルギーの対応について〉

該当児には提供をせず、代用食・代替食もしくは弁当持参を検討する。

(3) クッキング

該当児が活動に参加する場合は、該当アレルギーを含む食品を使用しない。

(4) アレルギー等の材料を用いた活動（まめまき・小麦粉粘土等）

該当児が活動に参加する場合は、該当アレルギーを含む素材を使用しない。

(5) その他の活動

採取・栽培等の活動において、該当児が活動に参加する場合は、該当アレルギーを含む素材の使用がないかを確認する。

(6) 園外行事

園外行事の際には、園で預かっている薬、個別ファイル等を携行する。

7. 緊急時対応

《事故発生時》

(1) 保育士から、園長に報告する（園長が不在の場合は、代理職が行う）。別の保育士は該当児に対し、室内で安静を保つ体位をとり、目を離さず、付き添って観察を行う。

(2) 「**食物アレルギー緊急時対応**」フローチャートに従い、園全体で行動する。

※該当児の生活管理指導表・薬の指示・緊急連絡先等が記録された個別ファイルを用意する。

- ① 状況の把握、連絡（「119」、保護者、主治医、嘱託医等）、救急車の誘導
- ② 観察
- ③ 救急処置（内服薬、エピペン、AEDの準備と実施）
- ④ 記録（観察を開始した時刻、救急処置実施の時刻、5分ごとに症状を記録）
- ⑤ 他の園児への配慮

- (3) 救急車により医療機関へ搬送する。
- ① 職員が付き添う。
 - ② 職員は、園児の健康調査票、生活管理指導表、経過の記録を持参し、食べた時の状況、症状、行った処置、園児の既往歴、体重等を正確に医師に伝える。
- (4) 園長（または代理職）から、保護者に経過の報告を行う。また、主治医もしくは嘱託医に連絡して指示を受ける。
- (5) 医療機関に付き添った職員は、随時、受診状況等を園長に報告する。
- (6) 保護者の付き添いがいない場合は、園長等が、受診後診察内容を保護者に報告する。
- (7) 園長は、関係職員の聴取及び現場確認により事故状況を把握し、翌日まで（速やか）に事故状況をまとめた報告書を作成してこども未来課長へ報告する。
- (8) こども未来課長は、園長からの報告を受けて、解決に向けた各機関への報告及び事務対応を行う。
- ① 庁内の対応：市長ほか必要となる各種報告
 - ② 庁外の対応：必要に応じ情報公開する
 - ③ 保護者への対応：必要に応じて保育所等と連携して対応
 - ④ その他必要な事務対応：保険請求の事務等



《災害発生時》

非常食として備蓄する食品は、アレルギー対応品の配備に努め、園児ごとの対応を基本とする。

8. 誤食及びヒヤリハット時の対応

事故を未然に防ぎ、子どもが安全・安心な保育所生活を送るためには、危機管理意識を高めることが大切です。誤食が起きた場合や誤食につながる恐れがある事例が発生した場合は園全体の問題として捉え、原因の究明をし、再発防止に努めます。また、誤食及びヒヤリハット事例が起きた場合は、園長会で必ず報告し、情報の共有化を図ります。

9. 研修体制の確立

全職員が食物アレルギーやアナフィラキシーの正しい知識を持ち、緊急時に対応する研修の実施や、各保育園の施設に合わせた個別の体制作りが大切です。

《共通研修》

- (1) 誤ってアレルギー物質を摂取してしまった場合の対応が適切に行えるよう、定期的に役割分担を確認し、対応処置訓練を行う。
- (2) アレルギーの研修等に出席した職員がその内容を報告することにより、情報共有を図る。
- (3) 給食担当の園長は関係職員と協力し、本マニュアルが各保育園で適切に運用されているか、定期的に現場観察を含めた確認を行い、指導助言を行う。

《園内研修》

- (1) 過去の誤食、誤飲やヒヤリハット事例を課題として、各保育園で定期的に協議し、改善策を検討していく。
- (2) 園長は、保育士、調理員等の関係するすべての職員に、本マニュアルを周知する研修を推進する。
- (3) 園長は、新たに業務に携わる職員には、本マニュアルを周知する研修を設ける。

参考：「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」厚生労働省 平成31年4月
「学校給食における食物アレルギー対応指針」文部科学省 平成27年3月
「食物アレルギーの栄養食事指導の手引き2017」厚生労働科学研究班
「御殿場市保育所等の食物アレルギー児対応マニュアル」御殿場市保育幼稚園課

施設名:

未就学児用 食物アレルギー・アナフィラキシー 生活管理指導表

提出日 年 月 日

児氏名() 【男・女】 年 月 日生 (歳 ヶ月) 組名()

★施設における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を施設の職員及び消防機関・医療機関等と共有することに、同意します。

保護者氏名()

緊急連絡先 * 連絡医療機関は、主治医と相談のうえで記載してください。(「救急車要請」と記載することも可。)

★ 第1連絡者 氏名 電話 続柄() 第2連絡者 氏名 電話 続柄()

★ 医療機関名 名称 電話

※ 以下は主治医（医療機関）におかれまして、現在の状況及び今後1年間を通じて予測される状況等の記載をお願いします。

主治医氏名 () 医療機関の名称() 記載日 年 月 日	
病型・治療	施設での生活上の留意点
A.食物アレルギー病型 1.食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎 2.即時型 3.その他（新生児・乳児消化管アレルギー・口腔アレルギー症候群・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・その他:)	A.給食・離乳食（おやつを含む） 1.管理不要 2.管理必要(管理内容については病型・治療のC.欄及び下記C.E欄を参照)
B.アナフィラキシー病型(アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載してください。) 1.食物 (原因:) 2.その他 (医薬品・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・ラテックスアレルギー・)	B.アレルギー用調整粉乳 1.不要 2.必要 * 該当ミルク名()
C.原因食物・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、除去の根拠を下記より選択し①～④の該当する全ての番号を()に記載してください。また8～15については、《 》内にも記載をしてください。 ①明らかな症状の既往 ②食物負荷試験陽性 ③IgE抗体等検査結果陽性 ④未摂取 1.鶏卵 () 2.牛乳・乳製品 () 3.小麦 () 4.ソバ () 5.ピーナッツ() 6.大豆 () 7.ゴマ () 8.ナッツ類 () 《 すべて・クルミ・カシューナッツ・アーモンド・ 》 9.甲殻類 () 《 すべて・エビ・カニ・ 》 10.軟体類・貝類 () 《 すべて・イカ・タコ・ホタテ・アサリ・ 》 11.魚卵 () 《 すべて・イクラ・タラコ・ 》 12.魚類 () 《 すべて・サバ・サケ・ 》 13.肉類 () 《 鶏肉・牛肉・豚肉・ 》 14.果物類 () 《 キウイ・バナナ・ 》 15.その他 () 《 》	C.除去食品で摂取不可能なもの 「病型・治療」のCで除去の際に摂取不可能なものに○ 1. 卵殻カルシウム（鶏卵） 2. 乳糖（牛乳・乳製品） 3. 醤油・酢・麦茶（小麦） 4. 大豆油・醤油・味噌（大豆） 5. ゴマ油（ゴマ） 6. かつおだし・いりこだし（魚類） 7. エキス（肉類） ※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。
D. 緊急時に備えた処方薬 1.内服薬(抗ヒスタミン薬・ステロイド薬) 2.アドレナリン自己注射薬「エピペン®」 3.その他 ()	D.食物・食材を扱う活動 1.管理不要 2.原因食材を教材とする活動の制限() 3.調理活動時の制限() 4.その他 () E.その他の配慮・管理事項

※管理指導表は症状等に変化がない場合であっても、配慮や管理が必要な間は、少なくとも毎年提出してください。

【症状チェックシート】

- ◆迷ったらエピペン®を使用する
- ◆症状は急激に変化する可能性がある
- ◆少なくとも5分ごとに症状を注意深く観察する
- ◆ の症状が1つでも当てはまる場合、エピペン®を使用する
(内服薬を飲んだ後にエピペン®を使用しても問題ない)

◆症状のチェックは緊急性が高い、左の欄から行う (→ →)

全身の 症状	<input type="checkbox"/> ぐったり <input type="checkbox"/> 意識もうろう <input type="checkbox"/> 尿や便を漏らす <input type="checkbox"/> 脈が触れにくいまたは不規則 <input type="checkbox"/> 唇や爪が青白い		
呼吸器 の症状	<input type="checkbox"/> のどや胸が締め付けられる <input type="checkbox"/> 声がかすれる <input type="checkbox"/> 犬が吠えるような咳 <input type="checkbox"/> 息がしにくい <input type="checkbox"/> 持続する強い咳き込み <input type="checkbox"/> ゼーゼーする呼吸	<input type="checkbox"/> 数回の軽い咳	
消化器 の症状	<input type="checkbox"/> 持続する強い(がまんできない) お腹の痛み <input type="checkbox"/> 繰り返す吐き続ける	<input type="checkbox"/> 中等度のお腹の痛み <input type="checkbox"/> 1～2回の嘔吐 <input type="checkbox"/> 1～2回の下痢	<input type="checkbox"/> 軽い(がまんできる)お腹の痛み <input type="checkbox"/> 吐き気
目・口・ 鼻・顔 の症状	上記の症状が 1つでも当てはまる場合	<input type="checkbox"/> 顔全体の腫れ <input type="checkbox"/> まぶたの腫れ	<input type="checkbox"/> 目のかゆみ、充血 <input type="checkbox"/> 口の中の違和感、唇の腫れ <input type="checkbox"/> くしゃみ、鼻水、鼻づまり
皮膚の 症状		<input type="checkbox"/> 強いかゆみ <input type="checkbox"/> 全身に広がるじんま疹 <input type="checkbox"/> 全身が真っ赤	<input type="checkbox"/> 軽度のかゆみ <input type="checkbox"/> 数個のじんま疹 <input type="checkbox"/> 部分的な赤み

<p>①ただちにエピペン®を使用</p> <p>②救急車を要請 (119番)</p> <p>③その場で安静を保つ</p> <p>④その場で救急隊を待つ</p> <p>⑤可能なら内服薬を飲ませる ()</p> <p style="color: red; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">ただちに救急車で 医療機関へ搬送</p>	<p>①内服薬を飲ませ、エピペン®を準備 ()</p> <p>②速やかに医療機関を受診 (救急車の要請も考慮) ()</p> <p>③医療機関に到着するまで少なくとも5分ごとに症状の変化を観察。 の症状が1つでも当てはまる場合、エピペン®を使用。</p> <p style="color: orange; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">速やかに 医療機関を受診</p>	<p>①内服薬を飲ませる () ()</p> <p>②少なくとも1時間は、5分ごとに症状の変化を観察し、症状の改善がみられない場合は医療機関を受診 ()</p> <p style="color: blue; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">安静にし 注意深く経過観察</p>
---	---	--

【様式1】

年 月 日

保護者様

保育園

園長

保育園におけるアレルギー疾患に関する対応について

日ごろは、保育園教育活動に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、裾野市では、アレルギー疾患を有する園児が安心して保育園生活を送ることができるよう、「未就学児用生活管理指導表（アレルギー疾患用）」（注1）を活用した対応を行っています。

つきましては、気管支ぜん息、食物アレルギー・アナフィラキシーのアレルギー疾患を有し、主治医等の指示により配慮や管理が必要であり、保育園での対応を希望される場合は、下記の「希望する」に○をし、生活管理指導表の配付申込書に必要事項を記入して提出してください。生活管理指導表を提出していただいた後に、保護者と保育園とで、具体的な内容について個別の相談を予定しています。また、希望されない場合も下記の「希望しない」に○をし、クラス・氏名を記入して提出して下さい。

（注1）「未就学児生活管理指導表（アレルギー疾患用）」とは、「病型・治療」や「保育園生活上の留意点」などを主治医等に記載してもらい、実際の取組につなげていくものです。

生活管理指導表の配布を

・希望する

・希望しない〔 才児 組 氏名（ ） 〕

生活管理指導表の配付申込書

下記のとおり、アレルギー疾患を有し、医師等の指示により配慮や管理が必要なことから、管理指導表の配付を希望します。

対象園児氏名	ふりがな (男 女)
保育園・園名(現在)	
年 組	才児 組
保護者氏名	
自宅電話番号	
対象疾患	医師の指示により保育園における配慮や管理が必要なものに○印をつけてください。(複数可) 1 気管支ぜん息 2 食物アレルギー 3 アナフィラキシー
保育園記入欄 (保育園で記入します)	管理指導表 配付 (/) 受領 (/)

保育園給食における個別取組み票

園児氏名		性別 男・女	保護者氏名 ㊟		
園児生年月日	平成・令和	年	月	日	
面談日	令和	年	月	日	
	園長	㊟			
保育園	担任	㊟			
	その他()	㊟			
1. 除去食を指導された医療機関名: 担当医師名:					
2. ご家庭での除去の状況 食物除去を開始した時期 平成・令和 年 月頃から					
3. 除去食品					
4. 誤食した場合気をつけなければならない症状 <input type="checkbox"/> 顔や体が赤い <input type="checkbox"/> 嘔吐 <input type="checkbox"/> ぜん息 <input type="checkbox"/> 顔が腫れる <input type="checkbox"/> 下痢 <input type="checkbox"/> 呼吸困難 <input type="checkbox"/> 蕁麻疹 <input type="checkbox"/> 鼻水 <input type="checkbox"/> 皮膚炎悪化 <input type="checkbox"/> 痒がる <input type="checkbox"/> 咳 <input type="checkbox"/> その他(症状:)					
5. 摂取した場合の対処法(上記の症状が出た場合や緊急時の対応) ①病院受診 ◆主治医を呼ぶ 緊急連絡病院 TEL番号 — — ◆救急車をすぐ呼ぶ ◆その他 () ②内服薬 () ③外用薬 () ④観察 ⑤その他 []					
6. 保育園における配慮(具体的な配慮と対応)					(その他)
給食	食物を扱う活動	運動	持参薬	エピペン	
7. 緊急連絡先 保護者 ① ②					

●医療機関からの生活管理指導表を添付してください。

●緊急の場合は、連絡させていただきますので、直ちに迎えに来られるようお願いいたします。

身体発育表

令和	年度	氏名		生年月日	
組				年	月 日生
測定日	月齢		身長	体重	
4 /	歳	ヶ月	cm	kg	
5 /	歳	ヶ月	cm	kg	
6 /	歳	ヶ月	cm	kg	
7 /	歳	ヶ月	cm	kg	
8 /	歳	ヶ月	cm	kg	
9 /	歳	ヶ月	cm	kg	
10 /	歳	ヶ月	cm	kg	
11 /	歳	ヶ月	cm	kg	
12 /	歳	ヶ月	cm	kg	
1 /	歳	ヶ月	cm	kg	
2 /	歳	ヶ月	cm	kg	
3 /	歳	ヶ月	cm	kg	
特記事項					

食物アレルギー除去食解除についての届出

令和 年 月 日

裾野市立 保育園長 様

本児は、生活管理指導表により除去していた

(食品名 _____)

に関して、医師の指導のもと、これまでに複数回食べて症状が誘発されていないので、保育園給食における除去の解除をお願いします。

園児名 _____ 組 _____ 氏名 _____

保護者名 _____ 印 _____

食物アレルギー除去食解除指示書

保育園給食において、除去食を行ってきましたが、該当食品の除去が不要となりましたので、解除指示をします。

令和 年 月 日

医療機関名 _____

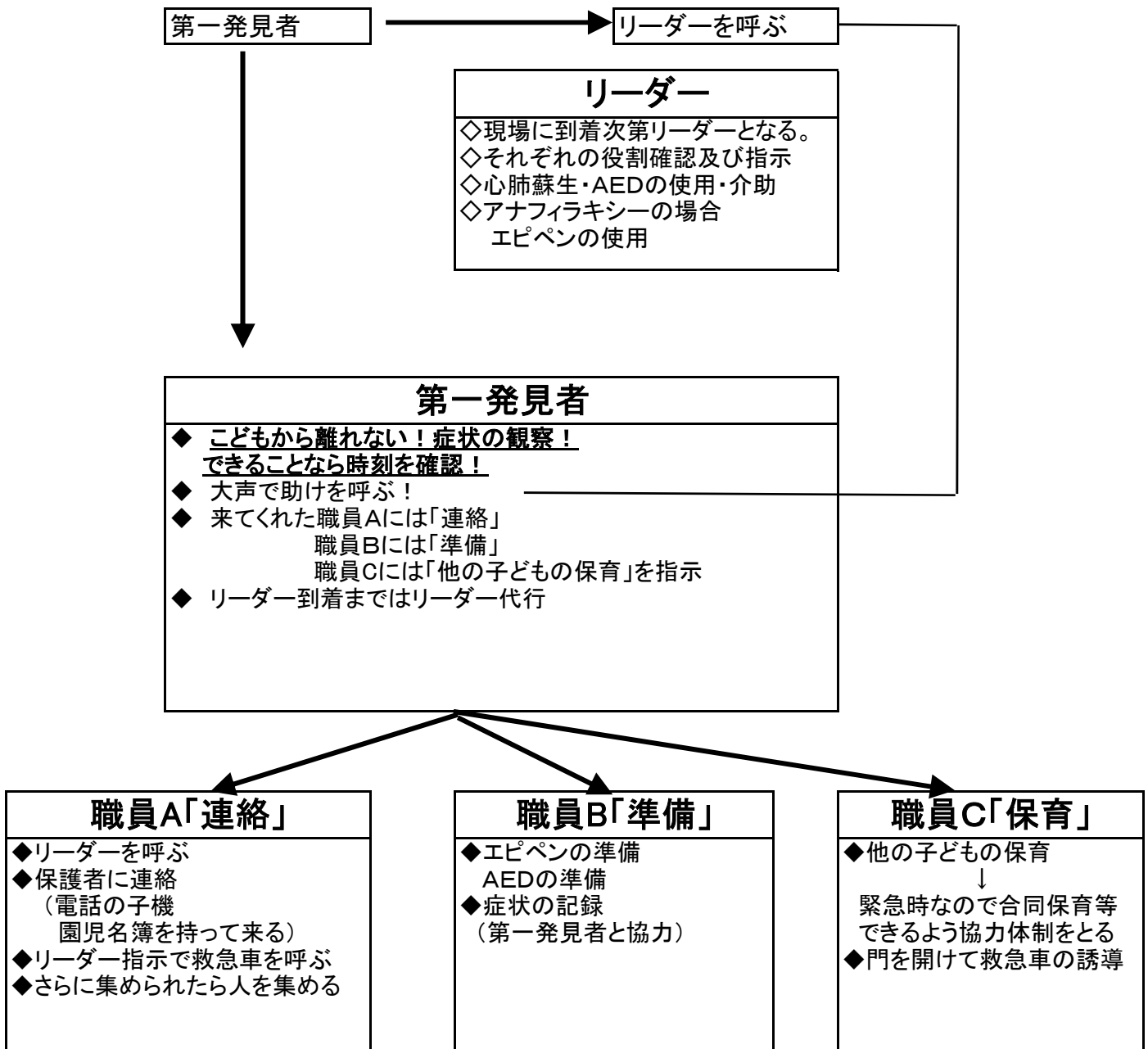
医 師 名 _____ 印 _____

食物アレルギー緊急時対応

リーダー

<園長在園時> → 園長

<園長不在時> → 園長の代理となる者



★救急隊が到着したら報告する

★職員Cがいない場合もあると考えられるので、その場合はAがBを兼ねる

★土曜日、遅番・早番の時間帯では、第一発見者もしくは職員Aがリーダーとなり判断する

その後報告をする。

園長携帯番号		(自宅)	
〇〇携帯番号		(自宅)	